

陳情第 29 号

立川市民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて「受動喫煙防止条例」の早期制定を求める陳情

- 1 受理年月日 平成28年4月15日
- 2 陳情者 立川市高松町3-21-8
日本禁煙協会
会長 山地 宏 他 1名

3 陳情の要旨

貴市におきまして「受動喫煙防止条例」の早期制定を陳情いたします。

4 陳情の理由

私たちは、国民を受動喫煙の被害から守るため受動喫煙防止条例（屋内全面禁煙）の制定を求めて活動している団体です。昨年までに全国46都道府県（神奈川県を除く）を訪問し、当該の知事には「要望書」、そして議会（議長）には「陳情書」を提出し、条例の早期制定を訴えてきましたが、今般、2020年にオリンピック・パラリンピックを控える東京都下54自治体（島嶼部を除く）の首長・議長に表記の要望・陳情を行うことといたしました。

喫煙の健康障害については既に医科学的にも立証され、厚生労働省等の公的機関においても議論の余地なく認識されているところです。さらに、受動喫煙については「タバコを吸わない人が健康障害を被る」ことから社会的対策が強く求められています。

また、オリンピックについては、国際オリンピック委員会（IOC）が1988年に禁煙開催方針を採択し、カルガリー大会以降会場の内外が禁煙化されました。さらに、2005年に「たばこの規制に関する世界保健機構枠組条約（FCTC）」が発効し、2010年には国際オリンピック委員会と世界保健機構（WHO）は「たばこのないオリンピックをめざす合意文書」に調印しました。爾来、オリンピックは会場だけでなく飲食店を含む屋内施設が全面禁煙の国や都市で開催されることが慣例となっています。2008年北京（夏）、2010年バンクーバー（冬）、2012年ロンドン（夏）、2014年ソチ（冬）の各大会では国ないしは都市で受動喫煙防止の法整備をしたうえで開催し、本年開催されるリオデジャネイロ（夏）でも既に全面禁煙化が実現しています。

しかし、東京都では都民の61.1%が「罰則付きの規制」を求めているにもかかわらず条例の制定は足踏み状態であり、このままではオリンピックに屋内全面禁煙の国から参加する選手団や観光客に不快な思いをさせることとなります。さらに、受動喫煙防止施策は国や都だけの専決事項ではなく基礎自治体としての責任も重大です。

都下に広く滞在・観光するこれらの人に対してばかりでなく貴立川市民（特に、飲食店等のサービス産業で働く労働者）の健康を守るためにも、地域の特性に応じた受動喫煙防止条例の早期制定を求めるものです。